



年金生活者支援給付金制度 がはじまりました

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ率分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。

令和2年度は、支給基準額（月額）が、5,030円に変更となり、令和2年8月からはじまりました。年金と同じく、偶数月の中旬に前月分までの年金生活者支援給付金が年金とは別に振り込まれます。

（例えば、8月分と9月分は10月中旬に振り込まれます）

【対象となる方】

65歳以上の老齢基礎年金を受給されている方で、世帯員全員の町民税が非課税となっており、前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である方。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円以下である方。

【請求手続】

現に年金生活者支援給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、年金生活者支援給付金不該当通知書が送付され、年金生活者給付金を支給されなくなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことにより年金生活者支援給付金の支給を受けようとする場合（例えば、6月以降に住民税の申告をされ、町民税非課税世帯になった場合）は、改めて認定請求の手続きが必要になりますので、旭川年金事務所又

は役場窓口にお問い合わせください。

また、新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける対象の方には、10月中旬から順次、日本年金機構から手続きのご案内が送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付請求書）に提出年月日、氏名、電話番号を記入し、速やかに提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分から遡って受け取ることができます。

年金生活者支援給付金制度
に便乗した詐欺にご注意
ください。

年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構又は町の職員を名乗る者から、年金生活者支援給付金の振込み口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバー（個人番号）を教えて欲しい」という不審な電話がかかってきても、個人情報をお返すことのないようご注意ください。

厚生労働省及び日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー（個人番号）等をお聞きすることはありません。



【お問い合わせ】

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル



0570-05-1165（ナビダイヤル）

検索

年金給付金

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002